

給食食材(味噌及び醤油)売買契約に係る一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和5年3月9日

秋田県心身障害者コロニー
管理者 阿部 由美子

1. 入札に付する事項

① 購入品目及び予定数量

	品名	規格・品質	単位	予定数量
1	味噌	・赤色系(こし)のもの ・良質の大豆の米麴を原料とし塩を混ぜ、熟成を十分にさせたもの。 ・独特の色沢、香味のあるもの。 ・4kg入容器で納入すること。	本	630
2	濃口醤油	・合成甘味料、合成保存料の使用を極力控えること。 ・1.8ℓ入のペットボトルで納入すること。	本	1,032
3	薄口醤油	・濃口醤油の規格に準ずる。	本	200

※予定数量はあくまで見込み数量であり、実際の納入数量として保証するものではない。

※上記品目については以下の基準を満たしていること。

- ① 品名、原材料名、内容量、製造年月日、賞味期限、原産国名、製造業者の名称、氏名、住所を明記のこと。
- ② 農薬残留基準適合のもの。
- ③ 日本農林規格(JAS)のあるものは規格基準(複数ある場合は上級)に適合するもの。
- ④ 異味、異臭、病虫害、夾雑物のないもの。
- ⑤ 製品に遺伝子組み換え原料を使用していないこと。

② 契約期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

③ 納入場所

秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地の2
秋田県心身障害者コロニー 給食センター

2. 入札日時・場所

令和5年3月17日 (金) 14:00

秋田県心身障害者コロニー 小会議室

※ 開始時刻を過ぎた場合は、参加できませんので十分に注意してください。

3. 参加申込受付期間
令和5年3月16日（木） 16:00 まで 必着
秋田県心障害者コロニー事務所棟管理課まで、指定の様式で提出のこと。
(郵送またはFAXでも可とするが、FAXの場合は必ず確認の電話連絡を入れること。)
4. 入札に参加する者に必要な資格
 - ① 国若しくは地方公共団体から入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ③ 秋田県内に店舗または事業所を有し、不測の事態に対し迅速に対応ができること。
 - ④ 50人以上の学校給食、病院給食、社員食堂等の給食施設と契約し、かつ納入実績があること。
 - ⑤ 食品に対する法律及び諸規定を順守するとともに以下の条件を満たしていること。
 - ・食品衛生法(平成30年6月13日改正、令和2年6月1日施行)を順守している。
 - ・HACCPに沿った衛生管理を実施しており、必要に応じて衛生管理計画(大規模事業者等)、手順書(小規模事業者等)、実施状況記録等を提出することができる。
 - ・秋田県HACCP認証制度による認証を受けている場合には、その証明となるものを提出することができる。
 - ・食中毒、異物混入その他納入された物品に異状が認められた場合には、物品の取得先も含めて上述の衛生管理計画、手順書、実施状況記録その他調査および対策に必要な情報を遅滞なく提供することができる。
 - ⑥ 冷蔵設備等、衛生上必要な設備が方法問わず準備されていること。
 - ⑦ 契約した給食食材は量、質ともに安定供給できること。また、指定する日時と場所に、約500食分の給食食材を納入できること。
 - ⑧ 不合格の物品があるときは、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入できること。
 - ⑨ 契約締結後に食品衛生法(今後の改正内容含む)順守のため、新たに関係機関へ営業許可の申請もしくは営業届出を行い、許可証等が発行された場合には速やかに提出するとともにその旨を報告すること。
5. 入札保証金
入札に係る保証金の額は、入札参加者が見積もる入札金額の100分の5とする。
ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
 - ① 秋田県若しくは秋田県内市町村の同種の入札参加資格名簿に登録されている場合。
 - ② 過去において同種の契約を秋田県社会福祉事業団の属する施設と契約を締結し、履行した実績を有する場合。
 - ③ その契約を締結しないこととなる恐れがないと契約担当者が認めた場合。
6. 契約保証金
 - ① 契約に係る保証金の額は、契約金額の100分の10とする。ただし、入札保証金を免除されている場合には、契約保証金を免除する。
 - ② 契約保証金は、契約を締結した者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰することのできない事由により契約の解除をしたときは、ただちに還付するものとする。
 - ③ 契約保証金の還付は、契約担当者と契約を締結した者の協議により、契約金額に充当することができる。
7. 入札に関すること
 - ① 入札に参加する場合は、指定の様式に記入し、上記受付期間中に提出すること。
 - ② 入札書及び委任状については指定の様式を使用すること。
 - ③ 入札書に記載する金額は、消費税額を除いた金額を記載すること。
 - ④ 落札業者の決定は、入札書に記載されている品目にそれぞれの予定数量を乗じ、各品目の合計額が予定価格の制限内で最低の入札額を提示したものとする。ただし、品目ごとに比較した場合、落札業者が提示した品目の入札額より低い入札額を提示した業者がいた場合は、その品目について落札業者と協議するものとする。

- ⑤ 契約は、それぞれの品目に対する単価契約で行うものとする。
- ⑥ 代理人が入札する場合は、所定の様式に代理人の会社名、代理人の氏名、住所を記載し、代理人が使用する印を押印したものを入札日に提出すること。
- ⑦ 入札は3回目までとし、3回目も不落になった場合、順次3回目の入札金額の低い順に協議を行うものとする。
- ⑧ 落札となるべき価格で同価格入札者が2社以上のときは、開札結果発表後、抽選により決定することとする。
- ⑨ 入札書を訂正した場合は、訂正印等を押しても無効とする。
- ⑩ 入札に参加した場合の入札辞退は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記載し提出すること。
- ⑪ 納入時間は、平日9:00～10:00とするが、詳細については協議できるものとする。
- ⑫ 発注した翌日の午前中の納入が可能であること。
- ⑬ 納入は、第三者による配送納品は可能とするが、指定した日時まで納品されること。また、納入に係る経費は、納入業者の負担とする。
- ⑭ 記載されている品目以外の味噌及び醤油については、必要に応じて落札業者と供給契約の締結について協議できるものとするが、記載されている品目以外の全ての味噌及び醤油の供給契約について締結するものではない。なお、供給契約を締結した際は供給価格については随時調査するものとし、時価等と比較し明らかに不当と思われる場合は契約解除できるものとする。

【問い合わせ先】

秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地の2
秋田県心身障害者コロニー
管理課 伊藤、小野、猪股(給食)
0184-33-2255(代)
0184-33-2044(FAX)